

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第四号中「百分の九十二未満」を「百分の八十三・五以下」に、「百分の百十二未満」を「百分の百一・五以下」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。